

2010年8月16日

高圧ガス保安法関係省令の改正について。

ダイビング関係事業を営む事業者の皆様へ

ダイビング高圧ガス安全協会
diving-gas@ocean-beyond.com

残夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃は当協会の高圧ガス保安活動にご理解とご協力を賜り、有り難うございます。

さて早速ですが、本日付の官報で、高圧ガス保安法関係省令の改正が公布されました。
これに伴い経済産業省より当協会宛に、省令の改正内容をダイビング業界内に周知するよう依頼がありました。

今回の改正において、スクーバダイビング事業に係わる部分は下記の2点です。

1. ナイトロックス・ガスの販売においても、空気と同様に使用に当たっての注意周知が必要となること。
2. 従来空気だけに使用が認められていたアルミ合金製スクーバタンクが、ナイトロックス・ガスでの使用も認められるようになる事。

なおこの改正省令の施行は、平成22年9月16日です。

事業者の方々が対応すべき事柄

上記の改正に伴い、ナイトロックス・ガスを取り扱うダイビング事業者の方は、下記の対応が必要となります。

1. 周知文書について
 - ・従来からの「周知文書」の内容に、新たにナイトロックス・ガスに関する内容を加えなければなりません。圧縮空気ガスとナイトロックス・ガスの両方を記載した周知文書参考例は、当協会にご連絡頂ければ頂ければ、メールにて無料でお送りいたします。
<http://www.ocean-beyond.com/scubasafety/mail-dhgsa/postmail.html>
なお、最終完成の後には当協会Webサイトから無料ダウンロードできるように計画しています。

2. アルミタンクについて

2-1. 圧縮空気で使用していたアルミタンクをナイトロックス・ガス用として使用する
場合、容器検査所に依頼し、ガス名変更の手続きをして下さい。新しいガス名刻印は
充填しようとするナイトロックス・ガスの製造方法によって、「AIR+O₂」また
は「N₂+O₂」となります。

(これらのタンクにはすでに「SCUBA」の刻印が打たれているはずです。)

2-2. 「SCUBA」刻印の無いナイトロックス・ガス用アルミ合金製タンクの場合。
ナイトロックス・ガスを充填してダイビングで使用する場合には、平成22年12月
末までに容器再検査を受け、「SCUBA」の刻印を打刻することが必要です。
この打刻が完了するまでの間は、タンク外面の見えやすい個所にペンキ等で「SC
UBA」の表示を行って下さい。

なお、平成22年1月以降（平成22年1月中を含む）に容器検査あるいは容器再検査を
受けたタンクについては、前回の検査から1年を経過するまでに容器再検査を受け「S
CUBA」の打刻を行って下さい。

この「SCUBA」の刻印がなされた後は、5年ごとのフルスペック再検査の他に、
年1回の特定再検査が必要となります。

以上、法令改正に関するお知らせです。

この件に関する問合せは、下記宛にお願い致します。

ダイビング高圧ガス安全協会
メール <diving-gas@ocean-beyond.com>
<http://www.ocean-beyond.com/scubasafety/>
オーシャン&ビヨンド気付
〒141-0031 東京都品川区西五反田7-17-5
宮下ビル7F TEL & FAX 03-3491-5244

添付書類

- ・ 経済産業省より当協会宛広報依頼文
- ・ 容器保安規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文（ダイビング関係箇所を抜粋）

平成22年8月16日

ダイビング高圧ガス安全協会 御中

経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
保 安 課

スクーバダイビング用ナイトロックス・ガスに関する規制について

容器保安規則等の一部を改正する省令（平成22年8月16日公布、平成22年経済産業省令第49号）の制定（平成22年9月16日施行予定）により、スクーバダイビング用として今後の普及が見込まれるナイトロックス・ガスについて、高圧ガスとしての保安確保の観点から必要な規制を行います。

ついては、下記の変更点及び留意点について、貴協会会員等に対し周知していただきますようお願いいたします。

1. 変更点

- (1) ナイトロックス・ガスについて、販売する際に災害の防止に必要な事項を周知させるべき高圧ガスとして指定しました。

○関係条文抜粋

一般高圧ガス保安規則

（周知させるべき高圧ガスの指定等）

第39条 法第20条の5第1項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）

- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器について空気又はナイトロックス・ガスを充てんするためのものとする用語の定義の改正を行いました。

○関係条文抜粋

容器保安規則

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目な

し容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第39条第1項第4号に定めるガスを充てんするためのもの

2. 留意点

- (1) 平成22年9月16日から、ナイトロックス・ガスを販売する者は、購入者に対して、災害の発生を防止するために必要な事項を記載した書面を配布し、その内容を周知させなければなりません。
- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にナイトロックス・ガスを充てんする場合には、平成22年9月16日から平成22年12月31日（ただし、12月31日において、前回の容器検査又は容器再検査の実施日の前月末から1年1ヶ月を経過していないものについては、1年1ヶ月を経過する日）までに、当該容器について容器再検査を受けるとともに、SCUBAと刻印する必要があります。
- (3) 上記(2)の平成22年9月16日以降の容器再検査を受け、SCUBAと刻印するまでの間は、ペイントなどで、容器にはっきりとわかりやすくSCUBAと表示してください（表示されていない場合にはナイトロックス・ガスを充てんできません）。文字が消えてしまった場合には再度表示してください。文字の大きさは、縦・横5センチメートル程度を目安としてください。

容器保安規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

| | |
|---|---|
| ○ 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号） | 1 |
| ○ 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号） | 2 |
| ○ 高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号） | 5 |
| ○ 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号） | 6 |
| ○ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号） | 7 |

○ 容器保安規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜十七の三 （略） 十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするためのもの 十八〜三十四 （略）</p> | <p>（用語の定義） 第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〜十七の三 （略） 十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気を充てんするためのもの 十八〜三十四 （略）</p> |

改正案

| | | |
|--|---|---|
| 2 (略) | | <p>（周知させるべき高圧ガスの指定等） 第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素</p> <p>二 在宅酸素療法の液化酸素</p> <p>三 スクーバダイビング等呼吸用の空気</p> <p>四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の九十八パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の二十一パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）</p> |
| <p>別表第一（第三十五条第一項関係）</p> <p>検査項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第八条第三項第五号のコールド・エバポレー</p> | <p>完成検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を<u>目視</u>又は<u>図面</u>その他の書面により検査する。</p> | |

現行

| | | |
|--|---|--|
| 2 (略) | | <p>（周知させるべき高圧ガスの指定等） 第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素</p> <p>二 在宅酸素療法の液化酸素</p> <p>三 スクーバダイビング等呼吸用の空気</p> <p>(新設)</p> |
| <p>別表第一（第三十五条第一項関係）</p> <p>検査項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第八条第三項第五号のコールド・エバポレー</p> | <p>完成検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を<u>巻尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は<u>図面</u></p> | |

| | |
|---|---|
| <p>タと移動式製造設備との距離</p> | <p>備考 一・二 (略)</p> |
| <p>別表第三(第八十二条第三項関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造設備が第八 条第三項に規定す る移動式製造設備 である製造施設 の場合</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 第八条第三 項第五号のコー ルド・エバポレ ータと移動式製 造設備との距離</p> | <p>保安検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 移動式製造設備の停止場所とコー ルド・エバポレータとの距離を目視又 は図面その他の書面により検査する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>タと移動式製造設備との距離</p> | <p>備考 一・二 (略)</p> |
| <p>別表第三(第八十二条第三項関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造設備が第八 条第三項に規定す る移動式製造設備 である製造施設 の場合</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 第八条第三 項第五号のコー ルド・エバポレ ータと移動式製 造設備との距離</p> | <p>保安検査の方法</p> <p>(略)</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 移動式製造設備の停止場所とコー ルド・エバポレータとの距離を巻尺そ の他の測定器具を用いた測定又は図面 により検査する。ただし、当該測定に おいて、適切な距離を満たしているこ とが目視により容易に判定できる場合 に限り、目視による検査に代えること ができる。</p> |